

## 国家戦略特別区域法第 8 条第 3 項及び第 4 項に基づく公表及び申出について

平成 27 年 3 月 12 日

関西圏国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、関西圏国家戦略特別区域に係る区域計画（同条第 1 項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

### 記

#### I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

##### 1. 歴史的建築物の活用分野

##### (1) 歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例（歴史的建築物利用宿泊事業）

- ・ 一般社団法人ノオト（兵庫県篠山市）

#### II. 法第 8 条第 4 項の規定に基づく申出（以下単に「申出」という。）の手続

##### 1. 申出をすることができる事業者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・ 関西圏国家戦略特別区域内において、上記の I. に掲げる特定事業を実施しようとする者であって、当該特定事業の熟度が高く、区域計画認定後速やかに事業を開始できる者であること。
- ・ 当該特定事業が、関西圏国家戦略特別区域について定められた区域方針（法第 6 条第 1 項に規定する区域方針をいう。）に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものであること。
- ・ 当該特定事業が、特定事業ごとに法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

##### 2. 申出方法

##### (1) 提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）

第6条の規定に基づき、次に掲げる書類を各1部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 定款（法人である場合に限る。）及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの  
その他、必要に応じて参考資料を添付いただいても結構です。

(2) 提出期限

平成27年3月17日（火）17時までに必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進室内 関西圏区域会議担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

（電子メール）i.kokkatoc@cao.go.jp

(4) 提出方法

郵送又は持参にて、提出書類を上記の(3)提出先へご提出ください。なお、郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「関西圏申出書類在中」と朱書きしてください。

**【留意事項】**

「別記様式」は、A4サイズとし、片面印刷として下さい。

（両面印刷は避けてください。）

(5) その他留意事項

- ・ 提出いただいた書類については返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・ 提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。
- ・ 内容の詳細等を確認することがありますので、「別記様式」には連絡先等を必ず記載してください。

### 3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと関西圏国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該届出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか判断します。  
そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、  
提出書類で要件を満たしているか判断がつかない場合は、要件を満たしていない  
ものと判断することになりますので、ご注意ください。

【連絡先】 ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府地方創生推進室内 関西圏区域会議担当

担当：梶谷・福井

(電話) 03-5510-2462 (メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
歴史的建築物の活用	歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例 〔厚生労働省関係共同命令〕	別添

《凡例》

厚生労働省関係共同命令: 厚生労働省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

※ 別添のシートにおいて記載する要件は、各特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、一般に、実施主体に加えるかの判断に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。

(別添)

歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例（歴史的建築物利用宿泊事業） 〔厚生労働省関係共同命令関係〕
--

**【要件】**

- ①当該事業の対象施設が関西圏国家戦略特別区域内にあること。
- ②歴史上価値の高い建築物又は周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを構成している建築物であって条例で定めるものに人を宿泊させる事業であること。
- ③宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置を講じる予定であること。
- ④事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備する予定であること。